

福島市入札監視等委員会運営要領

平成20年3月6日制定
平成28年4月1日一部改正

(趣旨)

第1条 この要領は、福島市入札監視等委員会設置要綱（平成20年3月6日制定）第7条の規定に基づき、福島市入札監視等委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会が行う具体的な所掌事務は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 市が発注した建設工事、業務委託及び物品調達（以下「建設工事等」という。）に関し、入札及び契約手続の運用状況等についての報告を受ける。
- (2) 市が発注した建設工事等のうち、委員会が抽出指定したものに關し、入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項について調査審議を行い、意見の具申又は勧告を行う。
- (3) 市が実施する入札及び契約制度について調査審議を行い、意見の具申又は勧告を行う。
- (4) 総合評価一般競争入札等（以下「総合評価等」という。）に關して、調査審議を行い、意見の具申又は勧告を行う。
- (5) 福島市入札及び契約の過程に係る苦情申立てに関する要領（平成20年3月6日制定。以下「苦情申立て要領」という。）に基づく再苦情に関する調査審議を行う。
- (6) その他必要と認められる事項に関すること。

(会議)

第3条 会議は、年4回以内の定例会議のほか、必要に応じて臨時会議を開催する。

- 2 委員長は、会議の開催場所、日時及び会議に付すべき案件を、あらかじめ委員に通知しなければならない。

(意見の具申又は勧告)

第4条 委員会は、第2条の事務に関し、報告の内容又は審査した対象建設工事等に係る理由及び経緯等に不適切な点若しくは改善すべき点があると認めるときは、必要な範囲で、市長に対して意見の具申又は是正の勧告を行うことができる。

(総合評価一般競争入札等)

第5条 委員会は、市長から総合評価等について審議の依頼があったときは、会議を開催し審議を行う。

- 2 総合評価等の実施に関し必要な事項は、福島市総合評価一般競争入札要綱（平成20年3月6日制定）他の定めるところによる。

(再苦情処理)

第6条 委員会は、市長から再苦情の申立てについて審議の依頼があったときは、会議を開催し審議を行う。

2 再苦情処理に関し必要な事項は、苦情申立て要領に定めるところによる。

(委員の除斥)

第7条 委員は、第2条第2号、第3号、第4号又は第5号の事務に関しては、自己又は3親等以内の親族の利害に関係のある議事に加わることができない。

(守秘義務)

第8条 委員は、その職務に関し、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。